

令和 7 年 3 月

# 第 1 0 回定例会議案

西 宮 市

# 第10回（3月）定例会提案事件表

- 1 議案第281号 西宮市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例制定の件
- 2 議案第282号 西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 3 議案第283号 西宮市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 4 議案第284号 西宮市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 5 議案第285号 西宮市医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 6 議案第286号 西宮市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 7 議案第287号 西宮市立公民館条例等の一部を改正する条例制定の件
- 8 議案第288号 西宮市市民ホール条例の一部を改正する条例制定の件
- 9 議案第289号 西宮市越木岩センター条例制定の件
- 10 議案第290号 西宮市立図書館条例の一部を改正する条例制定の件
- 11 議案第291号 西宮市火葬場条例の一部を改正する条例制定の件
- 12 議案第292号 快適な市民生活の確保に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 13 議案第293号 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 14 議案第294号 西宮市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例制定の件
- 15 議案第295号 西宮市動物愛護基金条例の一部を改正する条例制定の件
- 16 議案第296号 西宮市こども基金条例制定の件
- 17 議案第297号 西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 18 議案第298号 西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 19 議案第299号 西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 20 議案第300号 西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 21 議案第301号 西宮市立子育て総合センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 22 議案第302号 西宮市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 23 議案第303号 西宮市水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件

別冊

- 24 議案第304号 令和6年度西宮市一般会計補正予算（第11号）
- 25 議案第305号 令和7年度西宮市一般会計予算
- 26 議案第306号 令和7年度西宮市国民健康保険特別会計予算
- 27 議案第307号 令和7年度西宮市食肉センター特別会計予算
- 28 議案第308号 令和7年度西宮市公共用地買収事業特別会計予算
- 29 議案第309号 令和7年度西宮市介護保険特別会計予算
- 30 議案第310号 令和7年度西宮市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 31 議案第311号 令和7年度西宮市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 32 議案第312号 令和7年度西宮市鳴尾外財産区特別会計予算
- 33 議案第313号 令和7年度西宮市集合支払費特別会計予算
- 34 議案第314号 令和7年度西宮市水道事業会計予算
- 35 議案第315号 令和7年度西宮市工業用水道事業会計予算
- 36 議案第316号 令和7年度西宮市下水道事業会計予算
- 37 議案第317号 令和7年度西宮市病院事業会計予算
- 38 議案第318号 令和7年度包括外部監査契約締結の件
- 39 議案第319号 和解の件（所有権移転登記手続請求事件）
- 40 議案第320号 訴え提起の件（市営住宅明渡し等請求事件）
- 41 議案第321号 工事請負契約変更の件（瓦木小学校長寿命化改修他工事）
- 42 議案第322号 工事請負契約変更の件（今津小学校長寿命化改修他工事）
- 43 議案第323号 工事請負契約変更の件（鳴尾東小学校大規模改修他工事）
- 44 議案第324号 工事委託契約変更の件（愛宕山分譲宅地造成工事委託）
- 45 報告第60号 処分報告の件 {〔令和6年度西宮市一般会計補正予算（第10号）〕 専決処分}
- 46 報告第61号 処分報告の件（市長の専決処分事項の指定に基づく専決処分）

別冊

- 47 報告監第13号 現金出納検査結果報告（令和6年9月分～11月分）
- 48 報告監第14号 監査結果報告（令和6年度第3回）
- 49 報告外監第1号 令和6年度包括外部監査結果報告

西宮市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例制定の件

西宮市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例

西宮市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年西宮市条例第4号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

西宮市新型コロナウイルス感染症対策基金を廃止するため。

(参考2)

○西宮市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（現行）

（令和2年5月22日）

（西宮市条例第4号）

（設置）

**第1条** 新型コロナウイルス感染症に関する対策に要する資金に充てるため、西宮市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- （1）前条の目的に沿う寄附金の額
- （2）前条の目的のために市長が予算で定める額
- （3）基金の運用から生じる収益金の額

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（処分）

**第4条** 基金は、次に掲げる事業に要する資金に充てる場合に限り、処分することができる。

- （1）新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた子育て世帯への生活支援及び教育支援に関する事業
- （2）新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた生活困窮者並びに中小企業者及び小規模事業者等への支援に関する事業
- （3）新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び医療提供体制の整備に関する事業
- （4）前3号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症に関する対策のうち、市長が特に必要と認める事業

（繰替運用）

**第5条** 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する  
条例制定の件

西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する  
条例

西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年西宮市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第3項中「選定委員会の委員」を「前3項に定めるもののほか、選定委員会の委員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

別表中

「

西宮市市民ホール及び西宮市立ギャラリー指定候補者選定委員会	市民ホール及び西宮市立ギャラリー
-------------------------------	------------------

」

を

「

西宮市文化・生涯学習施設等指定候補者選定委員会	文化・生涯学習施設等
-------------------------	------------

」

に、

「

西宮市自転車駐車場指定候補者選定委員会	自転車駐車場
---------------------	--------

」

を

「

西宮市自転車等駐車場指定候補者選定委員会	自転車等駐車場
----------------------	---------

」

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考1)

○提案理由

文化・生涯学習施設等において、指定管理者制度に係る選定手続を行うに当たり、  
所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（現行抄）

（選定委員会）

**第5条の2**

3 選定委員会の委員の定数及び任期並びに選定委員会の運営については、市長が別に定める。

別表（第5条の2関係）

選定委員会の名称	審査する指定施設
西宮市市民ホール及び西宮市立ギャラリー指定候補者選定委員会	市民ホール及び西宮市立ギャラリー
西宮市自転車駐車場指定候補者選定委員会	自転車駐車場

（該当部分のみ抜粋）

西宮市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

西宮市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成 17 年西宮市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 13 条第 1 項の規定」を削り、「のっとり、」の次に「市民等が情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則及び基本指針並びに」を加える。

第 2 条第 1 号中「及び規則」を「並びに市の機関が定める規則」に改め、「第 120 条に規定する会議規則、同法」及び「、同法第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程」を削り、「以下同じ。）」を「）、規程及び内規」に、「執行機関の」を「執行機関が定める」に改め、同条第 2 号中「地方公営企業法」の次に「（昭和 27 年法律第 292 号）」を加える。

第 10 条を第 12 条とする。

第 9 条に次の 1 項を加える。

2 市の機関は、電子情報処理組織を使用する方法により申請等又は処分通知等を行うことができる場合は、その旨を周知し、又は当該申請等若しくは処分通知等の相手方に対し通知するよう努めなければならない。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条中「第3条」を「第5条」に改め、同条を第9条とし、第3条から第6条までを2条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の2条を加える。

(基本原則)

第3条 情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

(1) 手続等並びにこれに関連する市の機関の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。

(2) 民間事業者その他の者から市の機関に提供された情報については、市の機関が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。

(3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。）について、市の機関及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

(基本指針)

第4条 市長は、情報通信技術を活用した行政の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本的な方針

(2) 重点的に情報通信技術を活用すべき手続等に関する事項

- (3) 情報通信技術の活用に係る課題及び解消方策に関する事項
  - (4) 情報通信技術の活用に係る推進体制に関する事項
  - (5) その他情報通信技術を活用した行政の推進に関する重要事項
- 3 市長は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市の機関は、基本指針を踏まえ、情報通信技術を活用した行政を推進するよう努めなければならない。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

### (参考1)

#### ○提案理由

手続オンライン化の一層の推進に向け、所要の規定の整備を行うため。

### (参考2)

#### ○西宮市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（現行抄）

（目的）

**第1条** この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条に規定する会議規則、同法第130条第3項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）及び教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）により市が処理することとされた事務について規定する兵庫県の条例及び兵庫県の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関、地方公営企業法第7条の規定に基づき市に置かれる管理者若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの職員であつて法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められた職員又は市の議会をいう。

（適用除外）

**第7条** 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの

西宮市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

西宮市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年西宮市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤続年数						
	5 年以上 10 年未 満	10 年以 上 15 年 未満	15 年以 上 20 年 未満	20 年以 上 25 年 未満	25 年以 上 30 年 未満	30 年以 上 35 年 未満	35 年以 上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000

副分団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及 び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

付 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

(参考1)

○提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（現行抄）

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上10年 未満	10年以上15 年未満	15年以上20 年未満	20年以上25 年未満	25年以上30 年未満	30年以上
	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

西宮市医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市医療費助成条例の一部を改正する条例

(西宮市医療費助成条例の一部改正)

第1条 西宮市医療費助成条例(昭和46年西宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「(市町村)の次に「(特別区を含む。以下同じ。)」を加え、「市町村民税世帯非課税者」というを「同じ」に改め、同条第2項第2号中「同法附則第5条の4第6項、」及び「若しくは第7項」を削り、同号の表中「規則」を「規則」に、「次のいずれかに」を「次に」に、「当該区分」を「ア又はイ」に、「及び父子状態」を「又は父子状態」に、「扶養義務者等」を「扶養義務者」に改め、同条第3項中「以下この条」を「次項」に改める。

第3条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、前項に規定する認定を行う際、前条第1項第3号に該当する者について、その親権者その他の規則で定める者に係る医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割のそれぞれの額を合計した額が235,000円以上となるときは、特定対象者としての認定を併せて行うものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項に規定する所得割の額の算定について準用する。

第3条に次の1項を加える。

4 市長は、第1項に規定する認定を行う際、次の表の左欄に掲げる者について、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に定める者がそれぞれ医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の市町村民税が課されていない者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得の金額が含まれている場合の当該給与所得の金額については、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除く。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が80万円以下である者であるときは、低所得者としての認定を併せて行うものとする。

前条第1項第5号から第7号までに該当する者	左欄に掲げる者、その配偶者及びその扶養義務者
前条第1項第8号に該当する者	次に掲げる左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める者 ア 両親のいない状態にある者 その者を養育する者で、規則で定めるもの イ 母子状態又は父子状態にある者 その者の母子家庭の母等及び母子家庭の母等の扶養義務者
母子家庭の母等	左欄に掲げる者及びその扶養義務者

第4条第1項第2号中「次号に掲げる場合」を「入院の療養」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「前条第2項」を「前条第4項」に改め、同号を同項第3号とし、

同項第5号ただし書を次のように改める。

ただし、同一の保険医療機関等において連続して3月を超えて給付を受けた場合の当該3月を超えて給付を受けた部分に係る助成及び給付を受けた者が第2条第1項第2号から第4号までに該当する者である場合の助成については、控除を行わない。

第4条第1項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号ただし書を次のように改める。

ただし、同一の保険医療機関等において連続して3月を超えて給付を受けた場合の当該3月を超えて給付を受けた部分に係る助成及び給付を受けた者が第2条第1項第2号から第4号までに該当する者である場合の助成については、控除を行わない。

第4条第1項第7号を同項第6号とし、同項第8号中「とき」の次に「（第2号に規定する対象者については、入院の療養を除く。）」を加え、同号を同項第7号とし、同項第9号中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の次に「又は第2号に規定する対象者が保険医療機関等で医療保険各法の給付を受けたとき（入院の療養に限る。）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第10号中「日雇特例被保険者の」を「日雇特例被保険者及びその」に改め、「とき」の次に「（第2号に規定する対象者については、入院の療養に限る。）」を加え、同号を同項第9号とし、同条第2項中「第8号」を「第7号」に改め、同条第5項中「第1項第1号から第8号」を「第1項第1号から第7号」に改め、「控除する額」の次に「（第3項の規定の適用があるときは、同項に規定する当該被保険者等負担額）」を加え、「同項第1号から第8号まで」を「これら」に改める。

第2条 西宮市医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 年齢65歳に達する日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）の末日を過ぎ、年齢70歳に達する日の属する月の末日までの者（高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者を除く。）であつて、次のアからウまでに該当するもの又は次のア、イ及びエに該当するもの

ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規

定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課する所得割を除き、同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下同じ。）である者

イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得の金額が含まれている場合の当該給与所得の金額については、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除く。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が80万円以下である者

ウ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（地方税法第313条第1項に規定する総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得の金額が含まれている場合の当該給与所得の金額の計算における同条の規定の適用については、同条第2項中「残額」とあるのは「残額から10万円を控除して得た額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）」とし、同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける場合の同条第1項に規定する雑所得の計算における同条の規定の適用については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万円」とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者

エ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第2号から第5号までに掲げる区  
分の要介護認定(介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定  
する要介護認定をいう。)を受けている者(ウに該当する者を除く。)

第2条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 前項第5号から第7号までに該当する者のうち、その者、その配偶者(婚姻の  
届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)  
及びその扶養義務者で、規則で定めるもの(以下「扶養義務者」という。)に係る  
医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の市町村民税の地方税法第292  
条第1項第2号に掲げる所得割のそれぞれの額(同法第314条の7又は同法附則  
第5条の4の2第5項若しくは同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされ  
るべき金額があるときは、当該金額を加算した額。以下同じ。)を合計した額が  
235,000円以上となるもの

第2条第2項に次の1号を加える。

- (3) 次の表の左欄に掲げる者のうち、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に  
定める者に係る医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の所得(児童  
扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条の規定に基づく所得をいう。)の  
額が同条第1項に規定する政令で定める額以上となるもの

前項第8号に該当する者	次に掲げる左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれア 又はイに定める者 ア 両親のいない状態にある者 その者を養育する者 で、規則で定めるもの イ 母子状態又は父子状態にある者 その者の前項第 9号に該当する者(以下「母子家庭の母等」とい う。)及び母子家庭の母等の扶養義務者
母子家庭の母等	左欄に掲げる者及びその扶養義務者

第2条第3項中「前項第2号の表の右欄に定める者」を「第1項第5号から第7号ま  
でに該当する者、その配偶者及びその扶養義務者」に改め、同条第4項中「第2項第2  
号の表の右欄に定める者」を「前項に規定する者」に改める。

第3条第4項の表以外の部分を次のように改める。

市長は、第1項に規定する認定を行う際、次の表の左欄に掲げる者について、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に定める者がそれぞれ医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の市町村民税が課されていない者であり、かつ、前条第1項第1号イに該当する者であるときは、低所得者としての認定を併せて行うものとする。第4条第2項中「第2条第1項第1号イ」を「第2条第1項第1号エ」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条及び付則第4項の規定 令和7年7月1日
  - (2) 第2条及び付則第5項の規定 令和8年7月1日
- 2 第1条の規定による改正後の西宮市医療費助成条例（以下「第1条改正後の条例」という。）の規定による受給資格等の認定の申請その他の準備行為は、前項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）前においても、行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の西宮市医療費助成条例（以下「第2条改正後の条例」という。）の規定による受給資格等の認定の申請その他の準備行為は、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、行うことができる。
- 4 第1条改正後の条例の規定は、1号施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、1号施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 5 第2条改正後の条例の規定は、2号施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、2号施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(参考1)

○提案理由

医療費助成制度の拡充及び見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市医療費助成条例（現行抄）

（受給資格）

**第2条** 医療費の助成を受けることができる者は、本市に住所を有する者であつて、医療保険各法の適用を受けるもの（健康保険法の適用を受ける日雇特例被保険者で、同法による療養の給付を受ける資格を有しないもの（以下「日雇特例被保険者」という。）及びその被扶養者を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）年齢65歳に達する日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）の末日を過ぎ、年齢70歳に達する日の属する月の末日までの者（高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者を除く。）であつて、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課する所得割を除き、同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていないもの（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であるもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（地方税法第313条第1項に規定する総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得の金額が含まれている場合の当該給与所得の金額の計算における同条の規定の適用については、同条第2項中「残額」とあるのは「残額から10万円を控除して得た額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。））」とし、同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける場合の同条第1項に規定する雑所得の計算における同条の規定の適用については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万円」とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者

イ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までに掲げる区分の要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格を有しない。

（2）次の表の左欄に掲げる者で、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に定める者に係る医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割のそれぞれの額（同法第314条の7又は同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項若しくは第7項若しくは同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額。以下同じ。）を合計した額が235,000円以上となるもの（前項第8号又は第9号に該当する者で、同表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に定める者に係る医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の所得（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の規定に基づく所得をいう。）の額が同条第1項に規定する政令で定める額未満となるものを除く。）

前項第5号から第7号までに該当する者	左欄に掲げる者、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及びその扶養義務者で規則で定めるもの（以下「扶養義務者」という。）
前項第8号に該当する者	次のいずれかに掲げる左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める者 ア 両親のいない状態にある者 その者を養育する者で規則で定めるもの イ 母子状態及び父子状態にある者 その者の前項第9号に該当する者（以下「母子家庭の母等」という。）及び母子家庭の母等の扶養義務者等
母子家庭の母等	左欄に掲げる者及びその扶養義務者等

- 3 前項第2号の表の右欄に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前年。以下この条において同じ。）の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有していたとき（地方税法第737条の2第2項の規定の適用を受ける場合を除く。）は、その者を同日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、所得割の額を算定する。
- 4 第2項第2号の表の右欄に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の1月1日において、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた場合であつて、地方税法第737条の2第1項の規定の適用を受けるときは、その者を同日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、所得割の額を算定する。
- （受給資格等の認定）

### 第3条

- 2 市長は、前項に規定する認定を行う際、次の表の左欄に掲げる者について、同表の中欄に定める要件を満たす者については、同表の右欄に定める者としての認定を併せて行うものとする。

前条第1項第3号に該当する者	その親権者その他の規則で定める者に係る医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の所得割のそれぞれの額を合計した額が235,000円以上となる者	特定対象者
前条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者	市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得の金額が含まれている場合の当該給与所得の金額については、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除く。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が80万円以下である者	低所得者

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の表前条第1項第3号に該当する者の項の中欄に定める者に係る所得割の額の算定について準用する。
- （助成の範囲）

- 第4条** 市長は、前条第1項の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「対象者」という。）について、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める金額を助成する。ただし、第2条第1項第5号に掲げる対象者のうち障害の程度が4級に該当するものの保険医療機関等における入院以外の療養及び同項第7号に掲げる対象者の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害の医療その他精神疾患による疾病に要する療養に係る医療費については、助成を行わない。

- (2) 第2条第1項第3号に掲げる対象者（特定対象者（前条第2項の規定により特定対象者の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に限る。）又は第2条第1項第4号に掲げる対象者が保険医療機関等で医療保険各法の給付を受けたとき（次号に掲げる場合を除く。） 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除した額。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において2日を超えて給付を受けたときは、当該2日を超えて給付を受けた部分に係る助成については、控除を行わない。
- (3) 前号に規定する対象者が保険医療機関等で医療保険各法の給付を受けたとき（入院の療養に限る。） 被保険者等負担額から当該医療につき医療保険各法の規定による療養に要する費用の額の算定方法により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等ごとに1月当たり3,200円を限度とする。）を控除した額。ただし、同一の保険医療機関等において連続して3月を超えて給付を受けたときは、当該3月を超えて給付を受けた部分に係る助成については、控除を行わない。
- (4) 第2条第1項第5号から第7号までに掲げる対象者が保険医療機関等で医療保険各法の給付を受けたとき（次号に掲げる場合を除く。） 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに1日につき600円（当該給付を受けた者が低所得者（前条第2項の規定により低所得者の認定を受けた者をいう。以下同じ。）である場合は、400円）を控除した額。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において2日を超えて給付を受けたときは、当該2日を超えて給付を受けた部分に係る助成については、控除を行わない。
- (5) 前号に規定する対象者が保険医療機関等で医療保険各法の給付を受けたとき（入院の療養に限る。） 被保険者等負担額から当該医療につき医療保険各法の規定による療養に要する費用の額の算定方法により算定した額の100分の10に相当する額

(保険医療機関等ごとに1月当たり2,400円(当該給付を受けた者が低所得者である場合は、保険医療機関等ごとに1月当たり1,600円)を限度とする。)を控除した額。ただし、同一の保険医療機関等において連続して3月を超えて給付を受けたときは、当該3月を超えて給付を受けた部分に係る助成については、控除を行わない。

(7) 前号に規定する対象者が保険医療機関等で医療保険各法の給付を受けたとき(入院の療養に限る。) 被保険者等負担額から当該医療につき医療保険各法の規定による療養に要する費用の額の算定方法により算定した額の100分の10に相当する額(保険医療機関等ごとに1月当たり3,200円(当該給付を受けた者が低所得者である場合は、保険医療機関等ごとに1月当たり1,600円)を限度とする。)を控除した額。ただし、同一の保険医療機関等において連続して3月を超えて給付を受けたときは、当該3月を超えて給付を受けた部分に係る助成については、控除を行わない。

(8) 前各号に規定する対象者のうち、日雇特例被保険者及びその被扶養者が保険医療機関等で療養したとき 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法により算定された額からそれぞれ前各号に規定する控除する額を控除した額

(9) 第2条第1項第2号に掲げる対象者又は同項第3号に掲げる対象者(特定対象者を除く。)が保険医療機関等で医療保険各法の給付を受けたとき 当該給付に係る被保険者等負担額に相当する額

(10) 前号に規定する対象者のうち、日雇特例被保険者の被扶養者が保険医療機関等で療養したとき 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法により算定された額

2 前項第1号又は第8号の規定にかかわらず、第2条第1項第1号に掲げる対象者を高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者とみなして同法を適用した場合において、当該被保険者とみなした者が同法第84条に規定する高額療養費の支給の対象となるときは、同法第67条第1項第1号に掲げる区分に該当する者の高額療養費に相当する額を同法第84条の規定の例により助成する。この場合において、当該対象者が第2条第1項第1号イに該当する者であるときは、当該対象者に対する高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第15条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「24,600円」とあるのは「35,400円」と、「8,000円」とあるのは「12,000円」とする。

5 市長は、対象者が災害により大規模な被害を受けた場合その他の規則で定める特別の事由があると認める場合において、保険医療機関等における第1項第1号から第8号までに規定する控除する額を支払うことが困難であると認められる者に対し、同項第1号から第8号までの規定にかかわらず、当該事由が発生した日の属する月の初日から6月を限度に被保険者等負担額に相当する額を助成することができる。

西宮市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

西宮市男女共同参画センター条例（平成11年西宮市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 第4条第5号に規定する事業を行うこと。
- （2） 第5条に規定するセンターの使用の許可、不許可及び条件の付与に関する事務を行うこと。
- （3） 第6条に規定する使用料の徴収、減免及び返還に関する事務を行うこと。
- （4） 第8条に規定するセンターの使用の制限に関する事務を行うこと。
- （5） センターの施設等の維持管理を行うこと。
- （6） その他センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行わなければならない。

別表中「1区分当たり」を「1時間30分当たり」に改め、備考第1項を削り、備考第2項を備考とする。

### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

### (参考1)

#### ○提案理由

男女共同参画センターへの指定管理者制度の導入など、所要の規定の整備を行うため。

### (参考2)

#### ○西宮市男女共同参画センター条例（現行抄）

別表（第6条関係）

室名	使用料（1区分当たり）
411学習室	650円
412学習室	200
413学習室	200
414学習室	350
415学習室	350

#### 備考

- 1区分とは、午前9時から午前10時30分まで、午前10時30分から午前12時まで、午前12時30分から午後2時まで、午後2時から午後3時30分まで、午後3時30分から午後5時まで、午後5時30分から午後7時まで、午後7時から午後8時30分まで及び午後8時30分から午後10時までの時間とする。

(該当部分のみ抜粋)

西宮市立公民館条例等の一部を改正する条例制定の件

西宮市立公民館条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市立公民館条例等の一部を改正する条例

(西宮市立公民館条例の一部改正)

第 1 条 西宮市立公民館条例(昭和 36 年度西宮市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中

「西宮市立神原公民館 西宮市神原 6 番 11 号

西宮市立越木岩公民館 西宮市樋之池町 5 番 29 号」

を

「西宮市立神原公民館 西宮市神原 6 番 11 号」

に改める。

第 7 条を第 10 条とし、第 6 条の次に次の 3 条を加える。

(指定管理者)

第 7 条 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者に次に掲げる公民館の管理を行わせるものとする。

(1) 西宮市立中央公民館

(2) 西宮市立山口公民館

(3) 西宮市立塩瀬公民館

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第4条に規定する公民館の使用の許可、不許可、許可の取消し及び使用の制限に関する事務を行うこと。
- (2) 第5条に規定する使用料の徴収、減免及び返還に関する事務を行うこと。
- (3) 公民館の施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (4) その他公民館設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務  
(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行わなければならない。

別表中「1区分当たり」を「1時間30分当たり」に改め、同表西宮市立越木岩公民館の部を削り、同表中備考第1項を削り、備考第2項を備考第1項とし、備考第3項を備考第2項とする。

(西宮市立公民館条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 西宮市立公民館条例の一部を改正する条例（令和6年西宮市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中

「

1, 250
350
450
500
500
450

」

を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中西宮市立公民館条例第7条を第10条とし、第6条の次に3条を加える改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

一部の公民館における指定管理者制度の導入及び越木岩公民館の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市立公民館条例（現行抄）

（名称及び位置）

**第2条** 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

西宮市立神原公民館 西宮市神原6番11号  
 西宮市立越木岩公民館 西宮市樋之池町5番29号  
 （該当部分のみ抜粋）

**別表**（第5条関係）

公民館の名称	室名	使用料（1区分当たり）
西宮市立越木岩公民館	講堂	1,250
	第1集会室	350
	第2集会室	450
	第3集会室	500
	和室	500
	実習室	450

備考

1 1区分とは、午前9時から午前10時30分まで、午前10時30分から午前12時まで、午前12時30分から午後2時まで、午後2時から午後3時30分まで、午後3時30分から午後5時まで、午後5時30分から午後7時まで、午後7時から午後8時30分まで及び午後8時30分から午後10時までの時間とする。

（該当部分のみ抜粋）

○西宮市立公民館条例の一部を改正する条例（未施行）

別表中

「

1,050円
500
500
500
900
200
500

9 0 0
3 5 0
2 0 0
1, 6 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
7 0 0
5 0 0
5 0 0
3 5 0
9 0 0
3 5 0
5 0 0
7 5 0
3 0 0
3 0 0
6 5 0
9 0 0
4 5 0
5 0 0
1 5 0
3 5 0
5 0 0
9 0 0
1 5 0
4 5 0
3 5 0
5 0 0
5 0 0
5 0 0
4 5 0
5 0 0
5 0 0
5 0 0
7 0 0
4 5 0
7 5 0
2 0 0
3 5 0
2 0 0
3 5 0
4 5 0
1, 0 5 0
2 0 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0

6 5 0
6 0 0
1, 0 5 0
2 0 0
3 0 0
3 5 0
5 0 0
5 0 0
6 5 0
2, 2 5 0
5 0 0
4 5 0
6 0 0
6 5 0
6 0 0
1, 0 5 0
5 0 0
3 5 0
3 0 0
5 0 0
5 0 0
6 5 0
2, 3 0 0
3 5 0
3 5 0
2 0 0
5 0 0
4 5 0
1, 2 5 0
5 0 0
3 5 0
2 0 0
5 0 0
2 0 0
6 0 0
9 0 0
2 0 0
3 5 0
3 5 0
5 0 0
7 5 0
6 0 0
2 5 0
3 5 0
2 0 0
4 5 0
3 5 0
5 0 0

9 0 0
3 0 0
3 5 0
5 0 0
7 0 0
9 0 0
2 0 0
3 5 0
2 0 0
7 5 0
3 5 0
4 5 0
1, 0 5 0
5 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
1, 0 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
4 5 0
4 5 0
7 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
1, 2 5 0
3 5 0
4 5 0
5 0 0
5 0 0
4 5 0
1, 0 5 0
3 5 0
3 5 0
6 5 0
5 0 0
1, 0 5 0
3 5 0
5 0 0
3 5 0
3 5 0
5 0 0
1, 0 5 0
2 0 0
3 5 0

500
350
500
500

」

を

「

1,250円
600
600
600
950
200
500
950
400
250
2,250
450
450
450
700
550
600
450
1,050
400
550
850
300
350
700
1,150
500
600
200
400
600
1,350
200
450
400
550
700
550
500
650
650

5 5 0
7 5 0
5 0 0
8 5 0
2 5 0
4 5 0
2 5 0
3 5 0
4 5 0
1, 5 0 0
2 5 0
4 0 0
5 0 0
5 0 0
6 5 0
6 5 0
1, 5 5 0
2 5 0
3 5 0
4 0 0
6 0 0
6 0 0
6 5 0
2, 8 0 0
5 5 0
4 5 0
6 5 0
7 0 0
6 5 0
1, 5 5 0
5 5 0
4 0 0
3 0 0
5 0 0
5 5 0
6 5 0
2, 8 0 0
4 5 0
5 0 0
2 0 0
6 5 0
4 5 0
1, 8 0 0
5 0 0
3 5 0
2 5 0
6 5 0
3 0 0

6 5 0
1, 1 5 0
2 0 0
3 5 0
5 0 0
5 5 0
9 0 0
6 5 0
3 0 0
3 5 0
2 5 0
4 5 0
4 0 0
5 0 0
1, 0 5 0
3 0 0
4 5 0
5 5 0
7 0 0
1, 0 5 0
2 0 0
3 5 0
2 0 0
1, 0 0 0
4 0 0
5 0 0
1, 3 0 0
6 0 0
4 0 0
4 5 0
3 5 0
4 5 0
1, 4 0 0
4 5 0
4 0 0
4 0 0
5 0 0
5 0 0
1, 0 0 0
4 0 0
4 0 0
4 0 0
1, 2 5 0
3 5 0
4 5 0
5 0 0
5 0 0
4 5 0

1, 4 0 0
4 0 0
5 0 0
7 0 0
6 0 0
1, 3 5 0
3 5 0
5 5 0
4 0 0
5 0 0
6 0 0
1, 5 5 0
2 5 0
4 0 0
5 0 0
4 5 0
5 5 0
5 0 0

」

に改める。

西宮市市民ホール条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市市民ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市市民ホール条例の一部を改正する条例

西宮市市民ホール条例（昭和 41 年西宮市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。  
第 6 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第 7 条を次のように改める。

（利用料金）

第 7 条 前条の規定にかかわらず、西宮市民会館の使用者は、第 15 条の規定により市民ホール（西宮市民会館に限る。）の管理を行う指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額については、別表第 2 に定める額（同表備考第 7 項において準用する別表第 1 備考第 7 項の規定に基づき規則で定める額を含む。）の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は利用料金の全部若しくは一部を還付することができる。

第16条第2号中「及び減免」を「、減免及び還付」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表西宮市民会館基本使用料の部を削り、同表備考第1項中「準備のため」の次に「のみに」を加え、同表備考第5項中「当該基本使用料等」の次に「（前項本文の規定の適用を受ける場合は、当該適用後の額）」を加え、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

#### 別表第2（第7条関係）

##### 西宮市民会館基本利用料金

区分			1日当たりの上限金額
ホ 一 日 ル	平	2階の客席を使用しない場合	102,800円
	日	上記以外の場合	135,000円
	土曜日・日曜日・休日		168,800円
大会議室			18,400円
中会議室(1)			15,900円
中会議室(2)			12,300円
中会議室(3)			9,600円
中会議室(4)			9,100円
中会議室(5)			9,100円
小会議室(1)（1室につき）			4,900円
小会議室(2)（1室につき）			3,600円
ギャラリー			4,600円

#### 備考

- この表において使用区分とは、この表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）、昼間（午前9時から午後5時まで）、午後及び夜間（午後1時から午後10時まで）又は全日（午前9時から午後10時まで）（ギャラリーにあつては、全日（午前9時から午後7時まで））の使用時間帯に応じた区分をいう。

- 2 ホールの舞台部分を準備のためのみに使用するときの利用料金は、当該使用区分に係る基本利用料金に3割を上限とする率を乗じた額とする。
- 3 ホールでの公演に先立ち、これを練習のため使用するときの利用料金は、当該使用区分に係る基本利用料金に7割を上限とする率を乗じた額とする。
- 4 使用者は、1時間に限り使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用することができる。この場合において、超過し、又は繰り上げた時間が30分を超えるときは、当該使用区分に係る基本利用料金に3割を上限とする率を乗じた額を当該基本利用料金又は前2項に規定する利用料金（以下「基本利用料金等」という。）に加算する。
- 5 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき又は営業を目的とするときは、当該使用に係る基本利用料金等（前項後段の規定の適用を受ける場合は、当該適用後の額。以下同じ。）に5割を上限とする率を乗じた額を当該基本利用料金等に加算する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 6 市外居住者が西宮市民会館を使用するときには、当該使用に係る基本利用料金等に5割を上限とする率を乗じた額を当該基本利用料金等（前項本文の規定の適用を受ける場合は、当該適用後の額）に加算する。
- 7 別表第1備考第6項、第7項及び第9項の規定は、この表に定める利用料金の算定について準用する。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の西宮市市民ホール条例の規定による利用料金の額の設定その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。
- 3 改正後の第7条及び別表第2の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(参考1)

○提案理由

指定管理者による西宮市民会館の管理において、利用料金制度を導入するほか、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市市民ホール条例 (一部未施行)

(使用料)

**第6条** 市民ホール使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合に限り後納させることができる。

(使用料の還付)

**第7条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第16条** 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(2) 第6条に規定する市民ホールの使用料の徴収及び減免に関する事務を行うこと。

(3) 第7条に規定する市民ホールの使用料の還付に関する事務を行うこと。

別表 (第6条関係)

西宮市民会館基本使用料

区分			午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から午後10時(ギャラリーにあつては午後7時)まで
ホ ー ル	平日	2階の客席を使用しない場合	28,000円	37,400円	37,400円	65,400円	74,800円	102,800円
		上記以外の場合	36,800円	49,100円	49,100円	85,900円	98,200円	135,000円
	土曜日・日曜日・休日	46,000円	61,400円	61,400円	107,400円	122,800円	168,800円	
大会議室			5,000円	6,700円	6,700円	11,700円	13,400円	18,400円
中会議室(1)			4,300円	5,800円	5,800円	10,100円	11,600円	15,900円
中会議室(2)			3,300円	4,500円	4,500円	7,800円	9,000円	12,300円
中会議室(3)			2,600円	3,500円	3,500円	6,100円	7,000円	9,600円
中会議室(4)			2,500円	3,300円	3,300円	5,800円	6,600円	9,100円
中会議室(5)			2,500円	3,300円	3,300円	5,800円	6,600円	9,100円
小会議室(1) (1室につき)			1,300円	1,800円	1,800円	3,100円	3,600円	4,900円
小会議室(2) (1室につき)			1,000円	1,300円	1,300円	2,300円	2,600円	3,600円
ギャラリー			-	-	-	-	-	4,600円

備考

1 ホールの舞台部分若しくは西宮市甲東ホールの展示室を準備のため使用するとき又は西宮市甲東ホールのホールを練習のため使用する場合であつて、規則で定めるときの使用料は、当該使用区分に係る基本使用料の3割に相当する額とする。

5 市外居住者が市民ホール(西宮市山口ホールを除く。)を使用するときは、当該使用に係る基本使用料等の5割に相当する額

を当該基本使用料等に加算する。

(該当部分のみ抜粋)

西宮市越木岩センター条例制定の件

西宮市越木岩センター条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市越木岩センター条例

(設置)

第1条 本市に西宮市越木岩センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、西宮市樋之池町5番29号とする。

(施設及び運営)

第3条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) コミュニティプラザ
- (2) 西宮市立越木岩センター図書館

2 センターの運営は、前項各号に掲げる施設の有機的な連携を図り、総合的に行わなければならない。

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の学び及び交流並びに市民活動の支援及び促進に関すること。

- (2) 地域共生社会の実現の促進に関すること。
- (3) 地域社会における多様な主体との連携に関すること。
- (4) 地域及び市政に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) センターの施設及び設備の提供に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業  
(使用の許可等)

第6条 コミュニティプラザ（以下「プラザ」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プラザの使用を許可せず、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) センターの管理運営上支障があるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

3 プラザの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの施設に特別の設備をし、又は設備の変更をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

4 市長は、使用者又は入館者が第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの入館を拒み、使用を停止し、又は退館を命ずることができる。

(使用料)

第7条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項本文の規定にかかわらず、使用者がその責に帰することのできない理由によりプラザを使用することができなくなったときその他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、同項本文の使用料の額（同項ただし書の規定により減額された場合は、当該減額された額）の全部又は一部について、その2分の1に相当する額を徴収し、又は使用料を徴収しないものとする。この場合において、既に使用

料を徴収しているときは、当該使用料の額又は当該額と徴収すべき額との差額を返還するものとする。

(利用料金)

第8条 駐車場を使用する者は、次条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額については、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者)

第9条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第5条に規定する事業を行うこと。

(2) 第6条に規定するプラザの使用の許可及び不許可並びにセンターの使用の制限に関する事務を行うこと。

(3) 第7条に規定するプラザの使用料の徴収、減免及び返還に関する事務を行うこと。

(4) センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。

(5) その他センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに西宮市立図書館条例（昭和36年西宮市条例第3号）及び同条例に基づく規則の規定（いずれも西宮市立越木岩センター図書館の管理に関する部分に限る。）を遵守し、適正な管理運営を行わなければならない。

(委任)

第12条 前各条並びに西宮市立図書館条例及び同条例に基づく規則に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 利用料金の額の設定その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

別表第1（第7条関係）

コミュニティプラザ使用料

室名	使用料（1時間30分当たり）
ルームA	400円
ルームB	550円
ルームC	350円
ランチルーム	450円
多目的協議スペース	550円
多目的ホール	1,950円

備考

- 1 使用者が本市住民以外の者である場合の使用料は、この表に規定する額の倍額とする。
- 2 使用者が入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合の使用料は、この表に規定する額（前項の規定の適用を受ける場合は、当該適用後の額）の倍額とする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。
- 3 附属設備の使用料は、別に規則で定める。

別表第2（第8条関係）

駐車場利用料金

区分		利用料金
通常駐車	午前8時30分から午後9時30分まで	30分までは無料とし、 30分を超えるときはそ

		の超える30分までごとに250円
夜間駐車	午後9時30分から翌日午前8時30分まで	1回につき1,500円

(参考)

○提案理由

西宮市越木岩センターの設置に当たり、必要な事項を定めるため。

西宮市立図書館条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市立図書館条例の一部を改正する条例

(西宮市立図書館条例の一部改正)

第1条 西宮市立図書館条例(昭和36年西宮市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「西宮市立中央図書館」の次に「及び西宮市立北部図書館」を加え、同条第3項中

「西宮市立中央図書館山口分室 西宮市山口町下山口4丁目1番8号

西宮市立中央図書館若竹分室 西宮市西福町15番12号」

を

「西宮市立中央図書館若竹分室 西宮市西福町15番12号

西宮市立北部図書館山口分室 西宮市山口町下山口4丁目1番8号」

に改める。

第3条中「及び分室」を「(分室を含む。第5条を除き、以下同じ。)」に改める。

第4条第1号中「図書、視聴覚資料その他必要な資料」を「図書館資料(図書館法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 利用者の調査研究及び読書相談に対し、助言、支援並びに情報及び参考資料の紹介及び提供を行うこと。

第4条第5号中「必要な」を「市長が必要と認める」に改める。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第7条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

(指定管理者)

第7条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に次に掲げる図書館の管理を行わせるものとする。

(1) 西宮市立北部図書館

(2) 西宮市立北部図書館山口分室

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第4条第1号から第4号までに規定する事項（図書館資料の収集を除く。）を行うこと。

(2) 第6条に規定する入館の制限に関する事務を行うこと。

(3) 図書館の施設及び設備の維持管理を行うこと。

(4) その他図書館設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行わなければならない。

第2条 西宮市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中

「西宮市立北口図書館 西宮市北口町1番2号」

を

「西宮市立北口図書館 西宮市北口町1番2号

西宮市立越木岩センター図書館 西宮市樋之池町5番29号」

に改め、同条第3項中

「西宮市立中央図書館越木岩分室 西宮市樋之池町5番31号

西宮市立中央図書館段上分室 西宮市段上町2丁目10番3号」

を

「西宮市立中央図書館段上分室 西宮市段上町2丁目10番3号」  
に改める。

第7条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 西宮市立越木岩センター図書館

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中西宮市立図書館条例第2条の改正規定及び第7条を第10条とし、第6条の次に3条を加える改正規定 令和8年4月1日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日

#### (参考1)

##### ○提案理由

一部の図書館において指定管理者制度を導入するとともに、所要の規定の整備を行うため。

#### (参考2)

##### ○西宮市立図書館条例（現行抄）

(名称及び位置)

**第2条** 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

西宮市立北口図書館 西宮市北口町1番2号

(該当部分のみ抜粋)

2 西宮市立中央図書館に分室を置く。

3 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。

西宮市立中央図書館越木岩分室 西宮市樋之池町5番31号

西宮市立中央図書館段上分室 西宮市段上町2丁目10番3号

西宮市立中央図書館山口分室 西宮市山口町下山口4丁目1番8号

西宮市立中央図書館若竹分室 西宮市西福町15番12号

(該当部分のみ抜粋)

(開館時間及び休館日)

**第3条** 図書館及び分室の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(実施事項)

**第4条** 図書館は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 図書、視聴覚資料その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、一般の利用に供すること。
- (2) 利用者による調査及び相談に対し、必要な資料及び情報を提供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事業を行うこと。

(入館の制限)

**第6条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (3) 営利を目的とする行為をし、又はそのおそれがある者

西宮市火葬場条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市火葬場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市火葬場条例の一部を改正する条例

西宮市火葬場条例（昭和43年西宮市条例第57号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西宮市立火葬場条例

第1条中「西宮市火葬場」を「西宮市立火葬場」に、「および」を「及び」に改める。

第2条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「および」を「及び」に、「つぎの」を「次の」に、「西宮市満池谷火葬場」を「西宮市立満池谷火葬場」に改める。

別表中

「

10,000円	30,000円
5,000円	15,000円
2,500円	7,500円

」

を

「

12,000円	48,000円
---------	---------

6,000円	24,000円
2,500円	12,000円

」

に改める。

付 則

- この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、題名の改正規定並びに第1条及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(参考1)

○提案理由

満池谷火葬場における使用料を改定するため。

(参考2)

○西宮市火葬場条例（現行抄）

（趣旨）

**第1条** この条例は、西宮市火葬場（以下「火葬場」という。）の設置および管理について必要な事項を定める。

（名称および位置）

**第2条** 火葬場の名称および位置は、つぎのとおりとする。

西宮市満池谷火葬場 西宮市奥畑7番115号

**別表**（第6条関係）

種別	単位	使用料	
		市内に住所を有する者	その他の者
12歳以上の者	1体	10,000円	30,000円
12歳未満の者	1体	5,000円	15,000円
胎児又は体の一部	1体又は1件	2,500円	7,500円

（該当部分のみ抜粋）

快適な市民生活の確保に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

快適な市民生活の確保に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

快適な市民生活の確保に関する条例等の一部を改正する条例

(快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正)

第1条 快適な市民生活の確保に関する条例(平成11年西宮市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第25条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(西宮市文化財保護条例の一部改正)

第2条 西宮市文化財保護条例(昭和48年西宮市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「市指定史跡天然記念物」を「市指定史跡名勝天然記念物」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第3項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(西宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第3条 西宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成11年西宮市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制

に関する条例の一部改正)

第4条 旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例（平成16年西宮市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例の一部改正）

第5条 西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年西宮市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（参考1）

○提案理由

刑法等の一部を改正する法律により、刑法が改正されたことなどに伴い、所要の規定の整備を行うため。

（参考2）

○快適な市民生活の確保に関する条例（現行抄）

（罰則）

**第25条** 第21条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

○西宮市文化財保護条例（現行抄）

（罰則）

**第32条** 市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財を損壊し、毀損し、又は隠匿した者は、2年以下の懲役若しくは禁錮、5万円以下の罰金又は科料に処する。

2 市指定史跡天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、2年以下の懲役若しくは禁錮、5万円以下の罰金又は科料に処する。

3 前2項に規定する者が、当該市指定文化財の所有者であるときは、前2項の規定にかかわらず、1年以下の懲役若しくは禁錮、3万円以下の罰金又は科料に処する。

○西宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（現行抄）

(罰則)

**第18条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第14条第2項の規定による命令に違反した者

## ○旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例

(現行抄)

(罰則)

**第16条** 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

## ○西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 (現行抄)

(罰則)

**第19条** 第13条第1項又は第14条第1項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第20条** 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年西宮市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「（改善勧告等）」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の規定による」に、「その勧告」を「当該勧告」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、第1項の規定による勧告を受けた土地又は建物の占有者が、第2項の規定による公表をされた後において、なお、当該勧告に係る措置をとらない場合は、その者が排出する一般廃棄物について、期間を定めて収集、運搬及び処分を行わないことができる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第18条関係）

一般廃棄物の種類	取扱種別	処理手数料	備考
し尿	くみ取手数料	30リットルまでごとに300円	30リットル（又はその整数倍）を超える場合で、その超える量が15リットル未満の場合は、

			これを切り捨てる。
	終末処理手数料	180リットルまでごとに270円	
可燃ごみ 不燃ごみ 資源化ごみ 粗大ごみ	焼却処理・資源化処理手数料	50キログラムまで 650円 50キログラムを超える場合は、その超える10キログラムまでごとに130円加算	事業系一般廃棄物に限る。
		50キログラムまで 450円 50キログラムを超える場合は、その超える10キログラムまでごとに90円加算	生活系一般廃棄物で、自ら（一般廃棄物収集運搬業者が定期収集以外で収集する場合を含む。）が運搬し、市の処理施設に搬入するものに限る。
粗大ごみ	粗大ごみ処理手数料	1品目3,600円の範囲内で規則で定める額	生活系一般廃棄物で、市が収集し、運搬するものに限る。
家電ごみ	家電ごみ処理手数料	1品目7,500円の範囲内で規則で定める額	生活系一般廃棄物のうち、特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。）で、小売業者に引取義務がないものに限る。
猫、犬等の死体	死体処理手数料	1頭につき2,700円。ただし、市が指定	

		する場所へ直接搬入する場合は、1頭につき 1,350円	
--	--	--------------------------------	--

別表第2（第18条関係）

産業廃棄物の種類	処理費用
第9条第5項に規定する産業廃棄物	10キログラムまでごとに130円

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

各種廃棄物処理手数料等の改定を行い、受益者負担の適正化を図るため。

(参考2)

○西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（現行抄）

（改善勧告）

第15条

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた土地又は建物の占有者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

別表第1（第18条関係）

一般廃棄物の種類	取扱種別	処理手数料	備考
し尿	くみ取手数料	30リットルまでごとに 200円 ただし、臨時に排出されたし尿を収集する場合は、1便槽につき 4,000円	30リットル（又はその整数倍）を超える場合で、その超える量が15リットル未満の場合は、これを切り捨てる。
	終末処理手数料	180リットルまでごとに 180円	
可燃ごみ	焼却処理手数料	10キログラムまでごとに 90円	事業系一般廃棄物に限る。
不燃ごみ 粗大ごみ	破碎処理手数料	10キログラムまでごとに 120円	事業系一般廃棄物に限る。
粗大ごみ	粗大ごみ処理手数料	1品目3,600円の範囲内で 規則で定める額	生活系一般廃棄物で、市が収集し、運搬するものに限る。
		50キログラムまで 300円	1 生活系一般廃棄物で、自ら（一般廃棄物収集運搬業者が収集する場合を含む。）が運搬するものに限る。

		50キログラムを超える場合は、その超える10キログラムまでごとに60円加算	2 粗大ごみと併せて臨時に排出される他のごみがある場合は、その合計重量とする。
家電ごみ	家電ごみ処理手数料	1品目7,500円の範囲内で規則で定める額	生活系一般廃棄物のうち、特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。）で、小売業者に引取義務がないものに限る。
猫、犬等の死体	死体処理手数料	1頭につき 猫、犬その他これに類する動物 1,800円 特大犬等 3,600円 ただし、市が指定する場所へ直接搬入する場合は、1頭につき 猫、犬その他これに類する動物 900円 特大犬等 1,800円	特大犬等とは、シェパードの成犬以上の大きさの犬その他これに類するものをいう。

別表第2（第18条関係）

産業廃棄物の種類	処理費用	備考
可燃ごみ	10キログラムまでごとに 90円	第9条第5項に規定する廃棄物
不燃ごみ 粗大ごみ	10キログラムまでごとに 120円	

西宮市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

西宮市公衆浴場法施行条例（平成24年西宮市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第19号イ（ウ）中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

国が定めている「公衆浴場における水質基準等に関する指針」の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市公衆浴場法施行条例（現行抄）

（公衆浴場について講ずべき措置の基準）

**第4条** 法第3条第2項に規定する条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

（19） 浴用の水及び湯（原水、原湯、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水をいう。以下同じ。）は、次に掲げる基準を保つこと。

イ 浴槽水

（ウ） 大腸菌群が1ミリリットルにつき1個以下であること。

西宮市動物愛護基金条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市動物愛護基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市動物愛護基金条例の一部を改正する条例

西宮市動物愛護基金条例（令和 2 年西宮市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。  
第 4 条第 2 号中「犬、猫等の動物の」を「動物の飼養管理及び」に改め、同条第 3 号中「前 2 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 2 号の次に次の 3 号を加える。

- (3) 動物愛護及び適正飼養に関する普及啓発事業
- (4) 不適切な多頭飼育に起因する問題への対策事業
- (5) 災害時の動物の避難、保護等に関する事業

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(参考1)

○提案理由

動物愛護基金の用途を拡げ、動物の愛護に関する事業を更に推進するため。

(参考2)

○西宮市動物愛護基金条例（現行抄）

（処分）

**第4条** 基金は、次に掲げる事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

- (2) 動物管理センターで保管する犬、猫等の動物の譲渡推進事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため、市長が特に必要と認める事業

西宮市こども基金条例制定の件

西宮市こども基金条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市こども基金条例

(設置)

第1条 子供たちが健やかに育ち、育まれるまちづくりに資する施策の推進を図ることを目的として、西宮市こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 前条の目的のために市長が予算で定める額
- (2) 前条の目的に沿う寄附金の額
- (3) 基金の運用から生じる収益金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第4条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

西宮市こども基金を設置するため。

西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例制定の件

西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を  
次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例

西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例  
第36号）の一部を次のように改正する。

第35条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

省令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（現行抄）

（保育所の設備の基準の特例）

**第35条** 次に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

省令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（現行抄）

（食事の提供の特例）

**第 17 条** 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、当該家庭的保育事業所等外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第24条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付則第3条中「10年」を「12年」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、付則第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(参考1)

○提案理由

府令・省令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（現行抄）

（食事の提供方法の特例）

**第24条** 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第1項の規定にかかわらず、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

（2）当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

**付 則**

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

**第3条** 施行日から起算して10年を経過する日までの間は、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第8条第3項の規定の適用については、同項の表備考中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の  
件

西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例の一部を改正する条例

西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例（平成30年西宮市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例（現行抄）

（食事の提供）

**第9条**

2 前項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

西宮市立子育て総合センター条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市立子育て総合センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市立子育て総合センター条例の一部を改正する条例

(西宮市立子育て総合センター条例の一部改正)

第1条 西宮市立子育て総合センター条例(平成12年西宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「及び研究」を「、研究及び研修」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第2条 西宮市立子育て総合センター条例の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

付 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

幼児教育・保育センターの設置に伴い、子育て総合センターの事業について、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市立子育て総合センター条例（現行抄）

（事業）

**第3条** センターは、次に掲げる事業を行う。

- （4） 子育てについての調査及び研究に関すること。
- （5） 子育てについての幼稚園、保育所その他の関係職員に対する研修に関すること。
- （6） 西宮市立子育て総合センター附属あおぞら幼稚園との連携に関すること。

## 西宮市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

## 西宮市手数料条例の一部を改正する条例

西宮市手数料条例（平成11年西宮市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1第106号及び第106号の2を次のように改める。

（106） 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第12条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査 宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積	手数料の額
0.05ヘクタール以内のもの	16,000円
0.05ヘクタールを超え0.1ヘクタール以内のもの	26,000円
0.1ヘクタールを超え0.2ヘクタール以内のもの	37,000円
0.2ヘクタールを超え0.3ヘクタール以内のもの	54,000円
0.3ヘクタールを超え0.5ヘクタール以内のもの	67,000円
0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以内のもの	89,000円
1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	140,000円
2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	217,000円
4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの	345,000円

7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの	495,000円
10ヘクタールを超えるもの	646,000円

(106の2) 盛土規制法第12条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査 土石の堆積工事許可申請手数料

土石の堆積をする土地の面積	手数料の額
0.05ヘクタール以内のもの	11,000円
0.05ヘクタールを超え0.1ヘクタール以内のもの	13,000円
0.1ヘクタールを超え0.2ヘクタール以内のもの	16,000円
0.2ヘクタールを超え0.3ヘクタール以内のもの	19,000円
0.3ヘクタールを超え0.5ヘクタール以内のもの	27,000円
0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以内のもの	30,000円
1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	36,000円
2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	49,000円
4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの	67,000円
7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの	101,000円
10ヘクタールを超えるもの	123,000円

別表第1第106号の2の次に次の3号を加える。

(106の3) 盛土規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可の申請に対する審査 宅地造成又は特定盛土等工事変更許可申請手数料

ア 盛土又は切土に係る変更を伴うもの 盛土又は切土をする土地のうち工事の計画を変更する部分の面積に応じ、第106号の表に規定する額

イ アに掲げる変更を伴わないもの 10,000円

(106の4) 盛土規制法第16条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の変更許可の申請に対する審査 土石の堆積工事変更許可申請手数料

ア 土石の堆積に係る変更を伴うもの 土石の堆積をする土地のうち工事の計画を変更する部分の面積に応じ、第106号の2の表に規定する額

イ アに掲げる変更を伴わないもの 10,000円

(106の5) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則

第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する許可を受けた宅地造成に関する工事に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査 宅地造成工事変更許可申請手数料

ア 盛土又は切土に係る変更を伴うもの 盛土又は切土をする土地のうち工事の計画を変更する部分の面積に応じ、第106号の表に規定する額

イ アに掲げる変更を伴わないもの 10,000円

#### 付 則

この条例は、令和7年5月23日から施行する。

#### (参考1)

##### ○提案理由

宅地造成等規制法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

#### (参考2)

##### ○西宮市手数料条例（現行抄）

###### 別表第1（第2条関係）

(106) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「宅地造成等規制法一部改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成等規制法一部改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。）第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査 宅地造成工事許可申請手数料

切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額
0.05ヘクタール以内のもの	12,000円
0.05ヘクタールを超え0.1ヘクタール以内のもの	21,000円
0.1ヘクタールを超え0.2ヘクタール以内のもの	31,000円
0.2ヘクタールを超え0.5ヘクタール以内のもの	47,000円
0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以内のもの	67,000円
1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	110,000円
2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	170,000円
4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの	250,000円
7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの	340,000円
10ヘクタールを超えるもの	420,000円

- (106の2) 宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査 宅地造成工事変更許可申請手数料
- ア 切土又は盛土に係る変更を伴うもの 切土又は盛土をする土地のうち工事の計画を変更する部分の面積に応じ、前号の表に規定する額
- イ アに掲げる変更を伴わないもの 10,000円

西宮市水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市水道法施行条例の一部を改正する条例

西宮市水道法施行条例（平成23年西宮市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「）の」を「）において、」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において、機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「土木工学科」を「土木科」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号を削り、同条第7号中「選択したもの」を「選択した者」に、「水道に」を「水道等に」に改め、「有するもの」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第6号中「若しくは第2号」を「から第6号まで」に、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課

程又は学科目」を「に相当する課程」に、「年数」を「最低経験年数」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第5号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

(6) 高等学校等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第3条第4号中「において」の次に「、」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 専門職大学において機械科若しくは電気科若しくはこれらに相当する課程を修めて前期課程を修了し、又は短期大学等において機械科若しくは電気科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第3条に次の1号を加える。

(1 1) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第4条を次のように改める。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学等において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し、専門職大学において土木科若しくはこれに相当する課程を修めて前期課程を修了し、又は短期大学等若しくは高等学校等において土木科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、大学等を卒業した者にあつては3年以上、専門職大学の前期課程を修了した者又は短期大学等を卒業した者にあつては5年以上、高等学校等を卒業した者にあつては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (2) 大学等、短期大学等若しくは高等学校等において工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程若しくはこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業し、又は専門職大学において工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程若しくはこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて前期課程を修了した後、大学等を卒業した者にあつては4年以上、専門職大学の前期課程を修了した者又は短期大学等を卒業した者にあつては6年以上、高等学校等を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (4) 大学等、短期大学等若しくは高等学校等において工学、理学、農学、医学及び薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した者又は専門職大学において工学、理学、農学、医学及び薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて前期課程を修了した者であつて、大学等を卒業した者にあつては5年以上、専門職大学の前期課程を修了した者又は短期大学等を卒業した者にあつては7年以上、高等学校等を卒業した者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者又は修了者ごとに規定する最低経過年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者であること。

- (7) 技術士法第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

## 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### (参考1)

#### ○提案理由

水道法施行令等の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の規定の整備を行うため。

### (参考2)

#### ○西宮市水道法施行条例（現行抄）

（技術上の監督業務を行う者の資格）

**第3条** 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項に規定する大学（以下「大学」という。）又は同法第83条の2第1項に規定する専門職大学（以下「専門職大学」という。）（以下これらを「大学等」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (2) 大学等の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (3) 専門職大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて前期課程を修了し、又は学校教育法第108条第2項に規定する短期大学若しくは同法第1条に規定する高等専門学校（以下これらを「短期大学等」という。）において土木科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (4) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校（以下これらを「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法第97条に規定する大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻し、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定す

る年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

（水道技術管理者の資格）

**第4条** 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条各号に掲げる資格を有する者であること。

(2) 大学等、短期大学等又は高等学校等において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めた者であって、大学等を卒業した者にあつては4年以上、専門職大学の前期課程を修了した者又は短期大学等を卒業した者にあつては6年以上、高等学校等を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(3) 大学等、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めた者であって、大学等を卒業した者にあつては5年以上、専門職大学の前期課程を修了した者又は短期大学等を卒業した者にあつては7年以上、高等学校等を卒業した者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(4) 外国の学校において、前2号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ大学等、短期大学等又は高等学校等において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ前2号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者であること。

令和7年度包括外部監査契約締結の件

下記のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 契約の金額

1,160万円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い。ただし、契約の相手方から請求があった場合は別途協議する。

5 契約の相手方

住所 兵庫県神戸市灘区備後町3丁目1番4-601号

氏名 中原 純一

資格 公認会計士

(参考)

○地方自治法

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(1) 都道府県

(2) 政令で定める市

和解の件

下記のとおり和解する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 訴えの事件名等

\*\*\*\*\*

所有権移転登記手続請求事件

原告 西宮市

被告 (1) \*\*\*\*\*

\*\* \*\*

(2) \*\*\*\*\*

\*\* \*

(3) \*\*\*\*\*

\*\* \*\*

(4) \*\*\*\*\*

\*\* \*\*

(5) \*\*\*\*\*

\*\* \*\*

(6) \*\*\*\*\*

\*\* \*\*

(7) \*\*\*\*\*



(参考)

○事件の概要

\*\*\*\*\*の敷地の一部である本件土地については、昭和34年に西宮市と従前土地所有者との間で売買され、同年から西宮市が市営住宅の敷地として占有を継続しているにもかかわらず、登記簿上の所有名義が従前の土地所有者又は同人の相続人となっているため、それらの相続人である被告らに対し、本件土地の所有権移転登記を行うよう求めて訴えを提起していたものである。

訴え提起の件

下記のとおり訴えを提起する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 訴えの事件名

市営住宅明渡し等請求事件

2 訴えの相手方

(1) \*\*\*\*

\* \*\*

(2) \*\*\*\*

\*\* \*\*

3 訴えの趣旨

(1) 次に掲げる市営住宅の明渡しを求める。

ア 相手方(1)にあつては当該住所地の市営住宅

イ 相手方(2)にあつては\*\*\*\*

(2) 次に掲げる金員の支払を求める。

ア 相手方(1)にあつては滞納家賃、共益費、家賃相当損害金、共益費相当損害金及び延滞金

イ 相手方(2)にあつては家賃相当損害金及び共益費相当損害金

(3) 相手方(1)にあつては滞納家賃等の全額を支払い、以後の家賃を滞納せずに支払うと申し出た場合、この項(1)及び(2)の規定にかかわらず、市は当該市営住宅

を対象とした訴え提起前の和解を申し立てることができる。

#### 4 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(参考)

##### ○訴えを提起する理由

市営住宅の入居者である相手方(1)にあっては家賃等を長期にわたり滞納し、市の催告にもかかわらずこれに応じないため、相手方(2)にあっては市営住宅を不正に使用し、市の明渡し請求にもかかわらずこれに応じないため、訴えを提起するものである。

## 工事請負契約変更の件

令和5年12月15日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石井 登志郎

## 記

議決番号	変更事項
議決第88号	契約金額「金1,430,000,000円」を「金1,461,051,152円」に変更する。

## (参考)

- 1 変更理由 南棟エキスパンション部改修の追加、北棟機械室アスベストレベル1除去、北棟外壁改修時の下地補修数量の変更等により、工事費が増額となるため。
- 2 原契約の目的 瓦木小学校長寿命化改修他工事
- 3 契約の相手方 西宮市高松町20番21号  
松田・日光 特定建設工事共同企業体
- 4 工期 令和5年12月16日から令和8年1月30日まで

## 工事請負契約変更の件

令和5年12月15日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石井 登志郎

## 記

議決番号	変更事項
議決第89号	契約金額「金1,412,400,000円」を「金1,436,237,000円」に変更する。

## (参考)

- 1 変更理由 教室棟（西棟）のスラブの補強、体育館棟校舎部瓦屋根施工内容の変更、外壁改修時の下地補修数量の変更等により、工事費が増額となるため。
- 2 原契約の目的 今津小学校長寿命化改修他工事
- 3 契約の相手方 西宮市東町1丁目10番27号  
三日月建設・松田組 特定建設工事共同企業体
- 4 工期 令和5年12月16日から令和8年3月31日まで

## 工事請負契約変更の件

令和5年12月15日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石井 登志郎

## 記

議決番号	変更事項
議決第90号	契約金額「金975,150,000円」を「金990,781,176円」に変更する。

## (参考)

- 1 変更理由 外壁改修時の下地補修数量の変更、アスベスト含有建材の数量変更により、工事費が増額となるため。
- 2 原契約の目的 鳴尾東小学校大規模改修他工事
- 3 契約の相手方 西宮市池田町12番20号  
新井組・安武建設 特定建設工事共同企業体
- 4 工期 令和5年12月16日から令和8年1月30日まで

## 工事委託契約変更の件

令和4年7月7日議決を得た工事委託契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石井 登志郎

## 記

議決番号	変更事項
議決第589号	契約金額「金301,011,000円」を「金299,489,000円」に変更する。

## (参考)

- 1 変更理由 仮設土留工法の変更や労務・資材等単価の増額などにより、当初契約金額の範囲内で工事内容及び工事範囲を変更するもの。
- 2 原契約の目的 愛宕山分譲宅地造成工事委託
- 3 契約の相手方 西宮市六湛寺町3番1号  
西宮市土地開発公社
- 4 契約の期間 令和4年度～令和6年度

処分報告の件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

専決第 37 号

令和6年度 西宮市一般会計補正予算（第10号）専決処分書

令和6年度 西宮市の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,831,794 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 212,386,516 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年12月23日専決

西宮市長 石井 登志郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		42,684,264	1,831,794	44,516,058
	10 国庫補助金	10,021,097	1,831,794	11,852,891
歳入合計		210,554,722	1,831,794	212,386,516

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費		102,001,297	1,831,794	103,833,091
	05 社会福祉費	28,570,467	1,831,794	30,402,261
歳 出	合 計	210,554,722	1,831,794	212,386,516

## 第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
低 所 得 世 帯 支 援 給 付 金 支 給 業 務	令和7年度	27,000



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 歳入

(款) 45 国庫支出金  
(項) 10 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
45		国庫支出金	42,684,264	1,831,794	44,516,058
	10	国庫補助金	10,021,097	1,831,794	11,852,891
		10 総務費国庫補助金	4,531,834	1,831,794	6,363,628

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
05 総務費補助金	1,831,794	(財 務 局) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,831,794

## 2 歳 出

(款) 15 民生費  
(項) 05 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
15		民生費	102,001,297	1,831,794	103,833,091	1,831,794	
	05	社会福祉費	28,570,467	1,831,794	30,402,261	1,831,794	
		05 社会福祉総務費	5,309,270	1,831,794	7,141,064	国庫支出金 1,831,794	

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
03 職員手当等	1,092	(健康福祉局)	
08 旅 費	20	340203 非課税世帯等臨時特別給付金事業経費	1,831,794
10 需用費	5,586	03 職員手当等	1,092
11 役 務 費	19,428	一般職給	1,092
12 委 託 料	84,748	08 旅費	20
13 使用料及び 賃借料	420	普通旅費	20
14 工事請負費	500	10 需用費	5,586
18 負担金補助 及び交付金	1,720,000	消耗品費	230
		印刷製本費	5,356
		11 役務費	19,428
		F A X使用料	310
		郵便料	13,332
		口座振込手数料等	5,786
		12 委託料	84,748
		臨時給付金関連事業委託料	84,748
		13 使用料及び賃借料	420
		事務機器借上料	420
		14 工事請負費	500
		環境整備・復旧等工事費	500
		18 負担金補助及び交付金	1,720,000
		非課税世帯支援金	1,560,000
		こども加算	160,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
および当該年度以降の支出予定額等に

追 加

事 項	限 度 額	令和5年度末までの 支出額		令和6年度以降の 支出（見込）額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
低 所 得 世 帯 支 援 給 付 金 支 給 業 務	27,000			7	27,000

（ 参 考 ）

1. 低所得世帯支援給付金支給業務  
（令和7年度）  
コールセンター等給付金支給業務の委託  
総事業費 90,000,000円の一部

のについての前年度末までの支出額  
関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内 訳		
特 定 財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他
27,000		

## 給 与 費 明 細 書

### 一般会計

#### 1. 一般職

##### (1) 総括

(単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	(2,196) 3,399	4,306,503	13,141,549	14,993,824	32,441,876	5,949,676	38,391,552	
補正前	(2,196) 3,399	4,306,503	13,141,549	14,992,732	32,440,784	5,949,676	38,390,460	
比 較				1,092	1,092		1,092	

(注) ( )内は、短時間勤務職員について外書き。

#### < 職員手当等の内訳 >

(単位:千円)

区 分	地 域 手 当	扶 養 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	通 勤 手 当
補正後	2,114,885	370,166	302,788	807,896	8,215	876,178	164,446	353,474
補正前	2,114,885	370,166	302,788	807,644	8,215	875,338	164,446	353,474
比 較				252		840		
区 分	期 末 勤 勉 手 当	宿 日 直 手 当	教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当			
補正後	7,556,859	50	12,236	2,164,606	262,025			
補正前	7,556,859	50	12,236	2,164,606	262,025			
比 較								

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	(38) 3,215	12,690,642	13,247,419	25,938,061	4,890,938	30,828,999	
補正前	(38) 3,215	12,690,642	13,246,327	25,936,969	4,890,938	30,827,907	
比 較			1,092	1,092		1,092	

(注) ( )内は、再任用短時間勤務職員について外書き。

< 職員手当等の内訳 >

(単位:千円)

区分	地域手当	扶養手当	住居手当	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	超過勤務手当	特殊勤務手当
補正後	2,047,247	370,166	302,788	807,896	8,215	827,020	164,436
補正前	2,047,247	370,166	302,788	807,644	8,215	826,180	164,436
比 較				252		840	
区分	通勤手当	期末勤勉手当	宿日直手当	教員特別手当	退職手当	児童手当	
補正後	341,735	5,956,904	50	12,236	2,149,041	259,685	
補正前	341,735	5,956,904	50	12,236	2,149,041	259,685	
比 較							

イ. 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	(2,158) 184	4,306,503	450,907	1,746,405	6,503,815	1,058,738	7,562,553	
補正前	(2,158) 184	4,306,503	450,907	1,746,405	6,503,815	1,058,738	7,562,553	
比 較								

(注) ( )内は、短時間勤務職員について外書き。

< 職員手当等の内訳 >

(単位:千円)

区分	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	期末勤勉手当	退職手当	児童手当	
補正後	67,638	49,158	10	11,739	1,599,955	15,565	2,340	
補正前	67,638	49,158	10	11,739	1,599,955	15,565	2,340	
比 較								

会計年度任用職員以外の職員の予算科目別給与費補正額内訳

予 算 科 目	職 員 数 (人)	給 料	職員手当等	職 員 手 当				
				地 域 手 当	扶 養 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	超 過 勤 務 手 当
社会福祉総務費			1,092				252	840
一般会計合計			1,092				252	840

(2) 給料および職員手当等の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明
職 員 手 当 等	1,092	1. 管 理 職 手 当 252 2. 超 過 勤 務 手 当 840	住民税非課税世帯及び低所得者の子育て世帯に対する給付金支給に係る手当の増額

(単位:千円)

等 の 内 訳				共 済 費	共 済 費 の 内 訳		
特 殊 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当	そ の 他 の 手 当		共 済 組 合 公 立 学 校	振 興 会 厚 生 会	再 任 用 災 害 基 金

処分報告の件

下記の事件について専決処分したので報告する。

令和7年2月18日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定に基づき、次の事件を専決処分する。

専決第16号	令和6年7月30日
専決第22号	令和6年10月10日
専決第30号	令和6年11月7日
専決第31号	令和6年11月13日
専決第32号	令和6年11月19日
専決第33号	令和6年11月20日
専決第34号	令和6年11月22日
専決第35号	令和6年11月28日
専決第36号	令和6年12月2日
専決第38号	令和7年1月7日
専決第39号	令和7年1月9日
専決第44号	令和7年1月17日

和解に係る専決処分（指定事項第1号該当）

専決年月日	令和6年11月7日
専決番号	第30号
相手方	***** ** ***(事故当時**歳)
事件の概要	令和6年8月11日午後1時56分頃、西宮市馬場町2-2先市道幹第17号線において、相手方車両（自転車）が歩道を走行したところ、欠損した平板ブロックにタイヤを取られたために相手方が転倒し、負傷したもの。
和解の要旨	相手方の医療費等（47,670円）の40パーセントを市が、60パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和6年11月22日
専決番号	第34号
相手方	***** ** ***(事故当時**歳)
事件の概要	令和5年10月20日午前8時50分頃、西宮市小松南町2丁目4-25先市道鳴第225号線において、相手方が市道上の窪みに足を取られて転倒し、負傷したもの。
和解の要旨	相手方の医療費等（1,386,184円）の50パーセントを市が、50パーセントを相手方が負担する。

損害賠償の額の決定に係る専決処分（指定事項第2号該当）

専決年月日	令和6年7月30日
専決番号	第16号
相手方	***** *****
事件の概要	令和6年4月24日午前8時20分頃、***** *において、集会中に話を聞かずにじゃれ合っていた児童を落ち着かせるために同校の職員が服とともに皮膚を引っ張って負傷させた事故について、相手方が医療機関に支払った保険者負担額を市に求償したものである。
損害賠償の額	保険者負担額 882円

専決年月日	令和6年10月10日
専決番号	第22号
相手方	***** ** **（事故当時*歳）
事件の概要	令和6年4月24日午前8時20分頃、***** *において、集会中に話を聞かずにじゃれ合っていた相手方を落ち着かせるために同校の職員が服とともに皮膚を引っ張って負傷させたものである。
損害賠償の額	医療費等 14,000円

専決年月日	令和6年11月13日
専決番号	第31号
相手方	***** *****
事件の概要	令和6年8月28日、西宮市北口町1-1アクタ西宮西館において、*****に設置されている温水器から漏水し、階下の相手方天井にある空調吹出口から水漏れが発生したことにより相手方天井ボードを汚損したもの。
損害賠償の額	天井ボード取替費用等 194,700円

専決年月日	令和6年11月19日
専決番号	第32号
相手方	***** ** **
事件の概要	令和6年10月18日午後1時25分頃、***** ***において、市車両（塵芥車）がT字路交差点を左折しようとしたところ、同車両の操作を誤り、相手方壁面に接触し、これを損傷したもの。
損害賠償の額	壁面修繕費 22,000円

専決年月日	令和6年11月20日
専決番号	第33号
相手方	***** ** **
事件の概要	令和6年9月19日午後1時50分頃、西宮市立西宮高等学校において、同校の職員が草刈機を使用して剪定作業を行ったところ、飛散した石が相手方車両（乗用車）の窓ガラスに接触し、これを破損したもの。
損害賠償の額	車両修理費等 431,250円

専決年月日	令和6年11月28日
専決番号	第35号
相手方	***** *****
事件の概要	令和6年9月13日午後3時33分頃、西宮市甲子園春風町6-19先において、市車両（乗用車）が信号待ちにより停車していたところ、赤信号から青信号に変わった際に後続車にクラクションを鳴らされたために慌て、市車両のブレーキから足が外れたことにより、前方の相手方車両（乗用車）に追突し、これを損傷したもの。
損害賠償の額	車両修理費 540,000円

専決年月日	令和7年1月7日
専決番号	第38号
相手方	***** ** ***
事件の概要	令和6年10月3日午後10時頃、西宮市立山東自然の家において、施設の網戸が外れ、駐車場に駐車していた相手方車両（乗用車）に接触し、これを損傷したもの。
損害賠償の額	車両修理費 143,770円

工事変更契約に係る専決処分（指定事項第3号該当）

専決年月日	令和6年12月2日
専決番号	第36号
議決番号	第189号（令和6年3月25日議決）
工事名称	瓦木中学校校舎改築他工事
工事場所	西宮市薬師町
変更内容	契約金額「金3,296,095,000円」を 「金3,298,933,000円」とする。
契約の相手方	西宮市池田町12番20号 新井組・安武建設 特定建設工事共同企業体

(参考)

○契約変更理由

新築校舎の完成に伴う数量精算による減額及び改修校舎における学校運営の変化に対応するため。

専決年月日	令和7年1月9日
専決番号	第39号
議決番号	第252号（令和6年9月17日議決）
工事名称	江上庁舎・旧保健所解体工事
工事場所	西宮市江上町
変更内容	報告第59号（令和6年12月9日終了）で変更した 契約金額「金396,120,292円」を 「金398,167,566円」とする。
契約の相手方	西宮市高松町20番21号 株式会社 松田組

(参考)

○契約変更理由

江上庁舎の内装仕上材を撤去した際、新たに見つかったダクトフランジのアスベスト含有材の撤去費の追加等に対応すべく、設計変更を行うため。

専決年月日	令和7年1月17日
専決番号	第44号
議決番号	第19号（令和5年7月5日議決）
工事名称	防災行政無線設備更新工事
工事場所	西宮市六湛寺町外
変更内容	契約金額「金528,220,000円」を 「金526,108,144円」とする。
契約の相手方	神戸市垂水区塩屋町6-14-6 株式会社 誠通信工業

(参考)

○契約変更理由

現場精査の結果、防災スピーカー施設の配管などの数量変更により、工事費が減額となるため。